

介護老人保健施設「ナーシングプラザ流山」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人「社団愛友会」の開設する「介護老人保健施設ナーシングプラザ流山」(以下、「施設」という)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日)厚生省令第37号)第8章及び10章に定める規程並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)の規程によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要するもの等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

| 職 種 | 介護保健施設サービス | | 通所 | | 職 務 | 備 考 (兼務等の状況) |
|-------------------------|------------------|--------|---------------------|------|------------------|------------------|
| | 短期入所療養介護 | | リハビリテーション | | | |
| | 介護予防 短期入所療養介護 | | 介護予防通所 リハビリテーション | | | |
| | 常 勤 | 非常勤 | 常 勤 | 非常勤 | | |
| 管 理 者 (施設長) | 1人以上 | | 1人以上 | | 施設、職員及び 業務の管理 | 医師業務 通所リハビリ業務 |
| 医 師 | 1人以上 | 0.2人以上 | | | 利用者の健康管理 | 通所リハビリ業務 |
| 薬 剤 師 | | 0.4人以上 | | | 薬の調剤 | |
| 看 護 職 員 | 12人以上 | | | 1人以上 | 利用者の看護 | |
| 介 護 職 員 | 29人以上 | | 5人 | | 利用者の介護 | |
| 支 援 相 談 員 | 1人以上 | 0.2人 | | | 利用者家族の相談援助 | |
| 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 | 2.4人以上 | | 1人以上 | | 機能回復訓練の実施 | 通所リハビリ業務 |
| 管理栄養士 | 1人以上 | | | | 利用者の栄養管理 | |
| 介護支援 専門員 | 2人以上 | | | | ケアプランの策定 | |
| 事 務 職 員 | 6人以上 | | | | 事務全般 | |
| | | | | | | |
| 合 計 | 55.4人以上 | 0.8人以上 | 7人以上 | | | |

員数は、常勤換算後の員数で記入

施設長は医師と兼務。医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は（介護予防）通所リハビリ業務兼務

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 120名 (内、認知症専門棟 40名)
(指定短期入所療養介護含む)(介護予防短期入所療養介護含む)

指定通所リハビリテーション 44名

(介護予防通所リハビリテーションを含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
- 六 レクリエーション、家族との交流

- (2) 指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス

- (3) 指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
- 六 送迎サービス

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の他、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 8時から
- 二 昼食 午後 0時から
- 三 夕食 午後 6時から

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション(介護予防を含む)の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日～1月3日は除く。(臨時で営業する場合もある。)
- (2) 営業時間 午前 8時30分から午後 5時30分までとする。(送迎時間除く)
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 指定短期入所療養介護(介護予防を含む)における通常の送迎の実施地域は、流山市、松戸市、野田市、三郷市、吉川市及び施設から10km以内の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション(介護予防を含む)における通常の事業の実施地域は、流山市全域及び松戸市、柏市は施設から8km以内の地域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか(暴力)、口論(暴言)、泥酔いなどで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 共同生活の場である施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間または夜間を想定した訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第18条 施設は、別表2に定める相談処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの相談に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(管理体制の強化)

第18条二 施設は、サービスの質の確保の徹底を図るために管理体制を強化する。

感染症管理体制の強化

介護事故に対する安全管理体制の強化

身体拘束廃止に向けた取組の強化

(協力病院)

第19条 協力病院は、次のとおりとする。

一 協力病院名 医療法人社団協友会 千葉愛友会記念病院

診療科目 内科・外科・小児科・耳鼻咽喉科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科

呼吸器科・循環器科・皮膚科・産婦人科・婦人科・胃腸科・理学療法科・麻酔科

所在地 流山市鱈ヶ崎1-1

TEL 04(7159)1611

二 協力病院名 渡辺歯科クリニック

所在地 松戸市小金きよしヶ丘1-4-1

TEL 047(344)7734

三 協力病院名 医療法人社団立靖会 ラビット歯科

所在地 松戸市日暮1-16-1

TEL 047(711)7627

(会計の区分)

第20条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人「社団愛友会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

改定 平成15年 4月 1日から施行する。

改定 平成16年 4月 1日から施行する。

改定 平成17年10月 1日から施行する。

改定 平成18年 4月 1日から施行する。

改定 平成18年12月 1日から施行する。

改定 平成20年 1月 1日から施行する。

改定 平成20年 5月 1日から施行する。

改定 平成20年 9月 1日から施行する。

改定 平成21年 1月 1日から施行する。

改定 平成21年 4月 1日から施行する。

改定 平成21年 6月 1日から施行する。

| | | | |
|----|-------|--------|---------|
| 改定 | 平成21年 | 6月10日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成22年 | 9月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成22年 | 10月30日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成23年 | 1月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成24年 | 10月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成25年 | 8月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成25年 | 11月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成26年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成27年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成27年 | 8月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成29年 | 2月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 平成30年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和元年 | 10月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和2年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和2年 | 6月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和4年 | 10月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和5年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和5年 | 12月1日 | から施行する。 |
| 改定 | 令和6年 | 4月1日 | から施行する。 |

別表 1

サービスの利用料及びその他費用

(単位：円)

| | 介護保健施設サービス | 短期入所療養介護 予防介護短期入所 療養介護 | 通所リハビリテーション 予防介護通所リハビリテ ーション |
|---------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 食事代 (食材費) 1食当たり | 朝食 490 昼食 700 夕食 630 | 朝食 490 昼食 700 夕食 630 | 昼食 720 |
| 居住費 (多床室) 1日 | 610 | 610 | _____ |
| 居住費 (個室) 1日 | 2,090 | 2,090 | _____ |
| 利用者の選定する特別な食事 | 実 費 | _____ | _____ |
| 日用品費 | 210 | 210 | 120 50 (短時間) |
| 教養娯楽費 | 180 | 180 | 110 |
| おむつ代 | _____ | _____ | 20~150 |
| 理美容代 | 実 費 | 実 費 | _____ |
| 特別室代 | ※ 1,500 | ※ 1,500 | _____ |
| 洗濯代 (おむつ洗濯代 を除く) | 実 費 | 実 費 | _____ |
| 健康管理費 | 実 費 | 実 費 | _____ |
| 電気代 (個人持込みの物) | ※50 | ※50 | _____ |
| 行事飲食代・嗜好品代 | 実 費 | 実 費 | _____ |
| 文書料 (死亡診断書等) | ※1,000~ 13,000 | _____ | _____ |
| 死後処置料 | ※5,000 | _____ | _____ |

- ※ 日用品は、石鹸、シャンプー、タオルクリーニング、オシボリクリーニング代等。
- ※ 教養娯楽品は、レクリエーションを行うのに必要な色紙、のり、テープ、習字セット、クレヨン、絵の具、色鉛筆代等。
- ※ 実費は、希望、使用目的により変動があります。
- ※ ※は別途消費税がかかります。
- ※ その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、精算を明らかにして実費相当を負担してもらうことにする。
- ※ キャンセルの場合 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)
500円~720円頂きます。

別表 2

相談窓口

1. 利用者から相談又はご意見等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

| | | |
|---------|-------|--------------|
| 相談窓口担当者 | 支援相談員 | 矢口 徹 |
| 相談窓口連絡先 | 電話番号 | 04（7145）0111 |
| | FAX番号 | 04（7145）0109 |

2. 円滑かつ迅速に相談処理を行うための処理体制・手順

- (1) 口授内容の聞き取り、把握
- (2) 問題が生じた部署に相談内容を連絡又はケアプランに関するものであった場合には担当介護支援専門員に対して伝達
- (3) 問題が生じた部署での対象の問題点の把握
- (4) いずれの場合にも、原則翌日までに具体的な対応を行う
- (5) 管理者等施設の責任者に相談内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達
- (6) 施設としての意思決定（事実の伝達＜説明＞市町村、県等への報告等）
- (7) 施設における反省事項の整理、又、必要に応じて会議を開催し報告
- (8) 記録を処理台帳へ記載し、再発防止に役立てる
- (9) サービス提供の質を高めるため、支援相談員に対する定期的な研修及びケース研究会議を行う。